

▲▼ 宇治市ZEV普及促進事業費補助金 ▼▲

☆ 補助金申請の手引き 令和7(2025)年度 ☆

充電設備

1 補助金制度の目的

この制度は、宇治市域における温室効果ガスの排出削減を推進し、充電設備の普及を促進することを目的としています。

2 補助対象設備

- ① 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金」の交付決定を受けた設備であること
- ② 中古品でないこと
- ③ 補助対象設備を設置した土地・建物の所有者又は使用承諾を得ているもの
- ④ 市内に所在する事業所に導入するもの

3 補助金の対象者（全てに該当）

- ① 市内事業者
- ② 補助対象設備の所有者
- ③ 市税を滞納していない人
- ④ 暴力団員等でない人
- ⑤ 「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等 導入促進補助金」の交付決定を受けてから、6ヶ月以内に申請する人
- ⑥ 過去に同じ補助対象機器の区分についてこの補助金を受けたことの無い人

4 補助金の交付額

急速充電設備 設備購入費の2分の1以内（上限20万円）

普通充電設備 設備購入費の2分の1以内（上限10万円）

★ 補助金申請のながれ ★

申請者

宇治市

市ZEV補助金 交付申請兼実績報告書 提出
受付は令和7年4月3日～令和8年3月13日（必着）

受付・書類審査

※環境企画課窓口または郵送

先着順につき、窓口での申請を優先します。

市ZEV補助金
交付決定兼確定通知書 受領

市ZEV補助金
交付決定兼確定 通知

市ZEV補助金 請求書 提出
(交付決定兼確定日から30日以内に提出)

受付・書類審査

市ZEV補助金 受領

市ZEV補助金 交付

申請時添付書類

- (1)充電設備の設置場所が分かる地図（集合駐車場の場合は区画番号を記入）
- (2)導入した設備のカラー写真
- (3)導入した設備の製品カタログ、仕様書等
- (4)補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し）
- (5)導入した設備の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し）
- (6)一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し（発行後6か月内のもの）
- (7)事業所の所在地が確認できる書類
- (8)設置した土地・建物の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又は固定資産税納税通知書（共有名義の場合を除く）等
- (9)申請者と土地・建物の所有者が異なる場合又は土地・建物が共有名義の場合は承諾書
- (10)申請者の市税に滞納がない証明（発行後3か月内のもの）
- (11)その他、市長が補助金の交付決定に必要とする書類

申請・問合せ先 〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33

宇治市役所 環境企画課 TEL 0774-20-8726